

記者発表（資料配布）				
月／日	担当課・班名	TEL	発表者名（担当班長）	その他配布先
1／13 （火）	農政環境部環境創造局 自然環境課野生鳥獣班	内線4114 078-362-3463	自然環境課長 中谷 康彦 （野生鳥獣班長 角 直道）	なし

「第11次鳥獣保護管理事業計画(案)」に対する意見の募集(パブリックコメント)について

兵庫県では、科学的で計画的な野生動物の保護管理を進めるため、平成24年4月に「第11次鳥獣保護事業計画(平成24年4月1日～平成29年3月31日)」を策定しましたが、平成26年5月30日付けで鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が改正(平成27年5月29日施行)されましたので、法律改正に伴う所要の変更を行うこととします。

このたび、案がまとまりましたので、以下のとおり県民の皆さんからご意見・ご提案を募集することとしましたので、多数のご応募をお待ちしております。

なお、ご意見などについては、「第11次鳥獣保護事業計画」を変更するにあたっての参考とさせていただきますとともに、ご意見等の概要とこれに対する県の考え方を、最終決定した「第11次鳥獣保護管理事業計画」とともに発表させていただきます。

1 詳しい資料の閲覧方法

(1) インターネット

兵庫県庁ホームページ（暮らし・環境＞環境＞自然・野生動物のページ）に掲載しています。

アドレス <http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk20/11jikeipabukome.html>

(2) 県民情報センターおよび地域県民情報センター

県民情報センター（神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館4階）
各地域県民情報センター（神戸県民局を除く各地域の県民局内）

(3) 郵送

送付をご希望の方は、宛先（送付先）を記入し、250円の郵便切手を貼った定形外封筒を下記のご意見等の提出先まで送付してください。

なお、お送りする資料は、「第11次鳥獣保護管理事業計画（案）」のみであり、その他の参考資料はお送りできませんのでご了承ください（県民情報センターおよび地域県民情報センターでは、参考資料を含めてすべての資料がご覧いただけます）。

2 ご意見・ご提案の提出

(1) 受付期間

平成27年1月14日（水）から平成27年2月3日（火）まで（必着）

(2) 提出方法

ア 記載様式は自由です。

イ 提出いただいたご意見等の内容確認のため、こちらから照会させていただく場合がありますので、住所（所在地）、名前（団体名）、電話番号のご記入をお願いします。

ウ 下記の提出先まで、電子メール、Fax、郵送により送付してください。

なお、お電話でのご意見等の提出はご遠慮いただいておりますのでご理解ください。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課野生鳥獣班
電話：078-362-3463 Fax：078-362-3069
e-mail：shizenkankyo@pref.hyogo.lg.jp

第 11 次鳥獣保護事業計画の変更概要

1 変更背景

ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化する中、狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少しているため、鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要となっている。

このため、平成 26 年 5 月 30 日に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）が公布され、また、改正法の施行に向けて、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成 26 年 12 月環境省告示第 133 号）」（以下「基本指針」という。）についても、改正法を踏まえた所要の変更が加えられた。

ついては、第 11 次鳥獣保護事業計画についても、改正法を踏まえ変更された基本指針に沿って所要の変更を加えることとする。

○改正法の内容

- (1) 題名、目的等の改正
- (2) 施策体系の整理
- (3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設
- (4) 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入
- (5) その他
 - ・住居集合地域等における麻醉銃猟の許可
 - ・網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ
 - ・公務所等への照会規定の追加

2 本計画の趣旨・目的

本計画は、人と野生鳥獣との調和のとれた共存を目指し、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 3 条の規定に基づき環境大臣が定める基本的な指針に沿って、同法第 4 条に基づき、知事が地域特性を考慮し策定する野生鳥獣の保護及び管理に関する基本的な方針であり、県並びに市町の行政事務の規範となるものである。

3 計画期間 平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日（5 年間）

※今回の変更は改正法施行日（平成 27 年 5 月 29 日）から平成 29 年 3 月 31 日まで

4 計画内容

- (1) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
- (2) 特定計画の作成に関する事項
- (3) 鳥獣の飼養・販売等の規制
- (4) 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項
- (5) 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、指定猟法禁止区域及び猟区に関する事項
- (6) 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- (7) 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項
- (8) 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 等

5 変更にあたっての基本的な考え方

国が改正法を踏まえ変更した基本指針（H26. 12 告示）に沿って所要の変更を加える。

変更点は、原則、このたび法律改正された部分とし、その他については、平成 29 年 4 月 1 日を始期とする次期計画策定時に見直しを行う。

6 主な変更内容

(1) 法律名変更に伴う字句修正（主なもの）

現行	改正案
・鳥獣 <u>保護</u> 事業計画書	・鳥獣 <u>保護管理</u> 事業計画書

(2) 特定鳥獣保護・管理計画の作成に関する事項

① 現行の特定鳥獣保護管理計画を区分

現行	改正(案)			備考
第3期ツキノワグマ保護管理計画	第一種特定鳥獣 <u>保護</u> 計画	ツキノワグマ <u>保護</u> 計画	生息数が著しく減少又は生息地の範囲縮小	保護計画であっても、現行どおり、被害防止のための有害捕獲は可能
第2期ニホンザル保護管理計画	第二種特定鳥獣 <u>管理</u> 計画	ニホンザル <u>管理</u> 計画	生息数が著しく増加又は生息地の範囲拡大	
第4期シカ保護管理計画		シカ <u>管理</u> 計画		
第2期イノシシ保護管理計画		イノシシ <u>管理</u> 計画		

② カワウに係る計画策定方針の追加

③ 「指定管理鳥獣捕獲等事業」（県を事業主体とする捕獲事業）に関する記載を追加

指定管理鳥獣（シカ・イノシシ）に係る管理計画の目標達成のため、市町が被害対策として実施する捕獲事業に加え、生息密度が高い地域の個体数調整として、県が必要に応じて捕獲事業を実施。

(3) 有害鳥獣捕獲許可基準等の主な変更

区分	現行	改正(案)
許可対象者	【個人の場合】 被害者の代表者又は市町長から依頼を受けた次の者 ・原則、(一社)兵庫県猟友会の構成員で、かつ、被害市町もしくは郡内に居住する者 ・例外として、農林事業者が自己の事業地内で捕獲する場合も可能	被害等を受けた者又は被害者の代表者もしくは市町長から依頼を受けた次の者 ・(一社)兵庫県猟友会の構成員その他の者
	【法人の場合】 -	認定鳥獣捕獲等事業者 （※鳥獣捕獲等事業をする法人で都道府県知事の認定を受けた者）
許可期間	●原則3ヶ月 シカ・イノシシ・ニホンザル等 ●原則6ヶ月 アライグマ ●必要最小限 ツキノワグマ	「必要かつ適切な期間」等と記載。 ※実質的に期間を1年間とすることも可能。